

# 令和6年度 神戸町立幼児園入園案内

幼児園では、保育園と幼稚園という既存の枠組みを超え、施設の共有化を図り、町内に住所がある5歳児までの異年齢児を一体的に保育・教育を実施することにより、子どもたちの活動内容をより豊かにし、それぞれ子どもの個性を生かしながら、就学前にふさわしい社会性、創造性を育むことを目指しています。



神戸町役場 子ども家庭課

☎0584-27-0176



# もくじ

1	子ども・子育て支援新制度について	1P
2	保育の必要性の認定について	2P
3	保育料等について	2~3P
4	入園申込について	3P
○	保育園部と幼稚園部の選択フローチャート（参考）	4P
○	保育園部と幼稚園部の比較表	5P
○	一日の園生活	6P
○	令和6年度保育料（参考）	7P
○	入園手続きの日程及び提出書類一覧	8・9P
○	神戸町立幼稚園一覧・神戸町立幼稚園位置図	10P
○	申請用紙記入見本	11P~



神戸町公式マスコットキャラクター  
ばら菜

# 1. 子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この新制度のもとで幼稚園を利用するためには、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

具体的な手続き方法としては、幼稚園の利用を希望される保護者の方は、神戸町役場子ども家庭課へ「支給認定申請書兼入所申込書兼現況届」等入園に必要な書類を提出し、必要性に応じた支給認定を受けることになります。

## 【支給認定区分】

幼稚園を利用する場合は、教育・保育の必要性に応じた3つの区分があります。さらに、保育の必要量によって、「保育短時間」と「保育標準時間」の利用区分に分かれます。

認定区分	利用できる時間	年齢	利用施設
1号認定	教育標準時間（5時間）	満3歳以上	幼稚園（幼稚園部）
2号認定	保育短時間（8時間）		幼稚園（保育園部）
	保育標準時間（11時間）		
3号認定	保育短時間（8時間）	満3歳未満	幼稚園（保育園部）
	保育標準時間（11時間）		

★ 支給認定（1号⇔2号）や保育の必要量（保育短時間⇔保育標準時間）は、月の途中で変更することはできません。

変更を希望する場合は、変更をする月の前月25日までに、「変更認定申請書」と変更を要する事由が確認できる書類（就労証明書等）を提出してください。

## 【保育の必要量】

保護者の就労状況等によって、利用できる時間や形態が異なります。なお、1ヶ月の就労時間は、父母等のうち短い方の就労時間を適用します。

- ★ 保育短時間（8時間）認定・・・1ヶ月60時間以上120時間未満の就労
- ★ 保育標準時間（11時間）認定・・・1ヶ月120時間以上の就労

## 【延長保育・預かり保育】

延長保育・預かり保育を利用しようとする場合は、別途申請書の提出が必要となります。また、利用した場合は、保育料のほかに別途利用料が必要となります。

- ★ 1号認定（教育標準時間）・・・午前7時～午前8時30分、午後2時～午後7時
- ★ 2号・3号認定（保育短時間）・・・午前7時～午前8時、午後4時～午後7時
- ★ 2号・3号認定（保育標準時間）・・・午前7時～午前8時

※ 幼稚園部（1号認定）で、仕事等で日常的に14時以降利用される方は保育園部（2号認定）に認定変更となります。

	7:00	8:00	8:30	9:00	14:00	16:00	19:00
教育標準時間 （1号認定）	預かり保育		登園準備 時間	教育標準時間	預かり保育		
保育短時間 （2号・3号認定）	延長保育	保育短時間（8時間）				延長保育	
保育標準時間 （2号・3号認定）	延長保育	保育標準時間（11時間）					

## 2. 保育の必要性の認定について

保育を必要とする2号認定・3号認定については、下記の保育を必要とする事由のいずれかに該当する場合が対象となります。

保育を必要とする事由	保育の必要量	
就労	保育標準時間	就労時間が120時間以上/月
	保育短時間	就労時間が60時間以上120時間未満/月
妊娠・出産	保育標準時間	産前6週間前から産後8週間まで
疾病・障がい	保育標準時間	
介護等	保育短時間	
災害復旧	保育標準時間	
求職活動	保育短時間	
就学	保育標準時間	就学時間が120時間以上/月
	保育短時間	就学時間が60時間以上120時間未満/月
虐待やDV	保育標準時間	
育児休業中の継続利用	保育短時間	

※ 家庭の状況に変化があった場合や、勤務先等に変更があった場合は、子ども家庭課へ届け出てください。

保育の必要量の認定は、保育を必要とする事由を証する書類に基づき行いますので、必ずしも希望する保育の必要量が認定されるとは限りませんが、「保育標準時間」の認定を受けられる方で、「保育短時間」を希望される場合は、申し出により保育短時間の認定を受けることが可能です。

## 3. 保育料等について

### 【算定方法及び納付】

4月～8月分までの保育料は、令和5年度の市町村民税額、9月～翌3月分までは、令和6年度の市町村民税額に基づき算定します。

- ① 3～5歳児の保育料及び幼稚園使用料は、無償です。
- ② 保育料は、児童と世帯・生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の所得に応じて、市町村民税額を基に決定します。
- ③ 算定にかかる市町村民税額には、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税控除、寄付金控除等は適用しません。
- ④ 保育料の納付は口座振替でお願いします。納期限は、毎月末日（12月は25日）です。その日が土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日となります。
- ⑤ 保育料は、令和6年4月1日現在の満年齢による区分で通年制です。
- ⑥ きょうだいで同時に利用する場合、最年長の子どもから順に1人目は全額、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ⑦ 神戸町単独補助事業として、同一世帯の18歳以下の子どものうち、最年長の子どもから数えて第3子目以降の保育料は無料となります。

## 【その他費用】

- ① 万一のケガに備えた災害共済掛金が必要です（年間240円）
- ② 保護者会会費、教材費等が必要です。（年度により金額の変更があります。）  
（保護者会会費：月額400円、教材費月額500円（年長のみ））  
また、個人使用の保育用品（帽子、マーカーペン、のり等）は自己負担です。  
詳しくは、入園準備説明会でご案内します。
- ③ 土曜日保育は、毎月の保育料で利用できますが、別途申し込みが必要です。（神戸幼稚園で集合保育）
- ④ 幼稚園部の希望者は夏休み期間中、夏季一時保育が利用できます。1ヶ月につき10日以内で、別途申し込み、保育料（1日1,000円）が必要です。お弁当を持参していただきます。

## 4. 入園申込について

原則として入園は、月の1日からとなります。

ただし、保護者の突然の入院など、緊急の場合は子ども家庭課にご相談ください。

◀ 年度当初（4月1日）から入園希望する場合▶

令和5年10月2日（月）から令和5年10月20日（金）までに入園申込時提出書類を子ども家庭課に提出してください。

※ 4月以降の年度途中の入園を希望される方も上記期間中に書類を提出してください。

◀ 年度途中から入園希望する場合▶

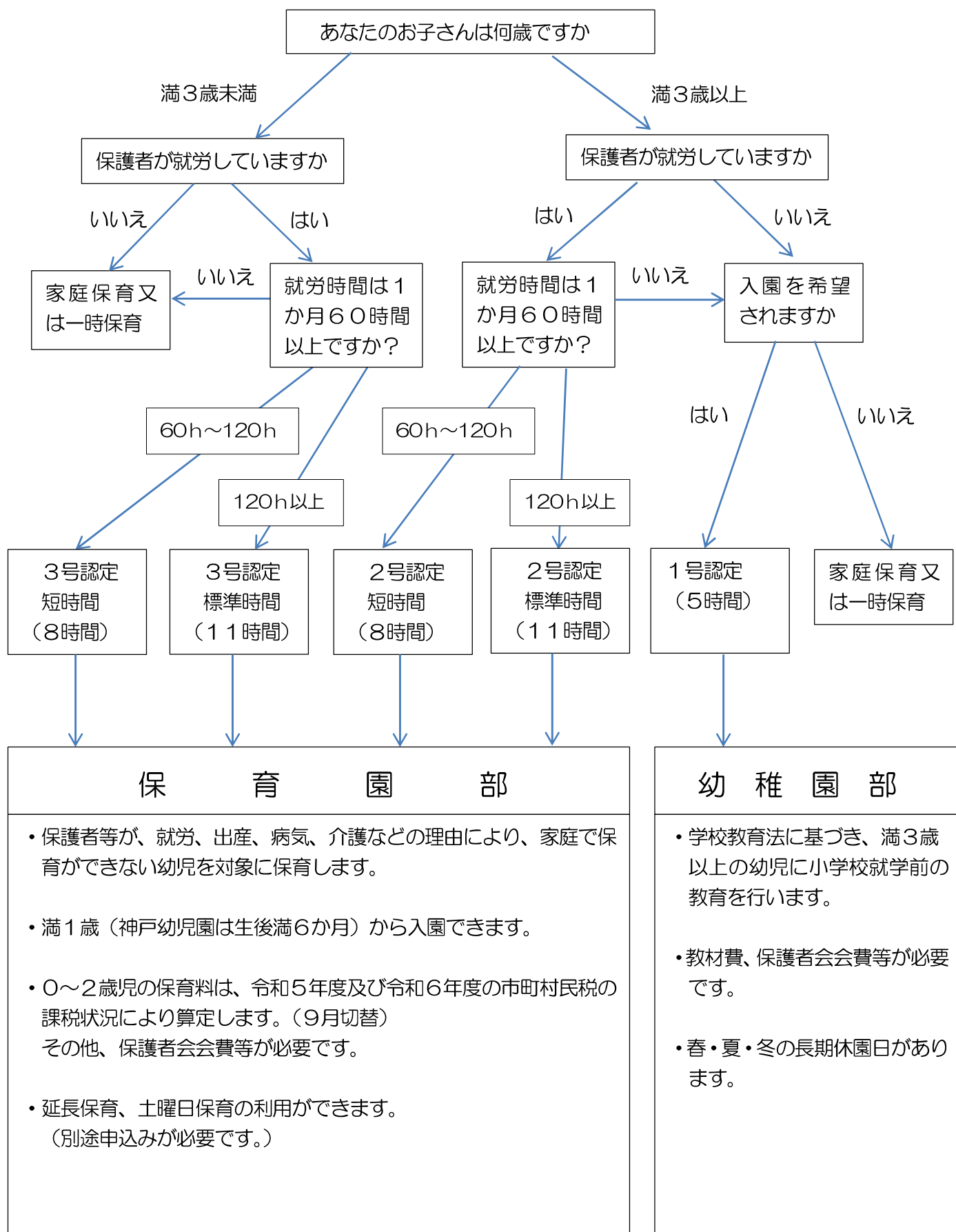
年度途中の入園は、定員に余裕がある園のみ可能です。

入園を希望する月の前月20日が申込締め切り日です。期日までに入園申込時提出書類を子ども家庭課に提出してください。ただし、12月、2月は前月の15日が締め切り日です。

※ 支給認定申請書兼入所申込書の利用を希望する期間は、下記の表を参考にご記入ください。

入園時の年齢	小学校就学前まで
0歳	令和12年3月31日まで
1歳	令和11年3月31日まで
2歳	令和10年3月31日まで
3歳	令和9年3月31日まで
4歳	令和8年3月31日まで
5歳	令和7年3月31日まで

## 保育園部と幼稚園部の選択フローチャート(参考)



## 保育園部と幼稚園部の比較表

事項	保 育 園 部	幼 稚 園 部
機能・役割	○ 保護者が、仕事などの理由により、昼間保育ができない小学校就学前までの幼児を対象に保育を行います。 ただし、3～5歳児は幼稚園教育に準じます。	○ 小学校就学前の幼児を対象に教育を行います。
対象年齢	○ 0歳～ 5歳児 (神戸幼児園 満6か月～) (北、下宮、南平野幼児園 満1歳～)	○ 3歳～5歳児
保育時間等	○ 保育短時間＝8時～16時 ○ 保育標準時間＝8時～19時 (延長保育) ○ 7時～8時, 16時～19時(保育短時間)	○ 9時～14時 8時30分から登園可能です。
保育料等	○ 0～2歳児は、保護者等の市町村民税などに依りて決定します。(給食費は保育料に含まれています) ○ 3～5歳児は、無償 ○ その他 [内訳] 教材費 500円(5歳児) 保護者会費 400円	○ 無償 ※ 夏季一時保育の保育料等は別途必要です。 ○ その他 [内訳] 教材費 500円(5歳児) 保護者会費 400円
通園	○ 保護者の送迎が必要です。 ○ 通園区域指定はありません。	○ 保護者の送迎が必要です。 ○ 小学校の通学区域に準じます。
休園日	○ 日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)	○ 土・日曜日、祝日 ○ 春・夏・冬休みがあります。
その他	○ 土曜日保育は、神戸幼児園で実施します。 (集合保育) ※ 土曜日保育は、希望保育とし、別途申込書等が必要です。 ○ 随時、勤務状況を確認させていただくことがあります。	○ 夏季一時保育(7/中旬～8/下旬) ※ 在園児のみ ※ 1か月につき10日以内 ※ 別途、申込書、保育料等が必要です。<お弁当持参>

(一日の園生活)



**保育園部**

未満児(0歳児～2歳児)

時間	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
月 ～ 金	登園 自由遊び		おやつ	発達を促す 遊び	給食		午睡	おやつ	帰りの支度	降園

3歳児～4歳児

時間	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
月 ～ 金	登園 身の回りの片付		遊びを中心と した教育活動		給食準備 給食	歯磨き 給食	午睡 自由遊び	おやつ	帰りの支度	降園

◎ 13:00～14:30 まで午睡をします。 ・3歳児 年間を通して ・4歳児 4月～9月

5歳児

時間	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
月 ～ 金	登園 身の回りの片付		遊びを中心と した教育活動		給食準備 給食	歯磨き 給食	掃除 帰りの会 一日の反省 絵本・紙芝居等	自由遊び おやつ	帰りの支度	降園

◎ 夏季期間中(7月中旬から8月下旬まで)は午睡をします。

**幼稚園部**

3歳児～5歳児

時間	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
月 ～ 金	登園 身の回りの片付		遊びを中心と した教育活動		給食準備 給食	歯磨き 給食	掃除 帰りの会 一日の反省 絵本・紙芝居等

◎ 午前中は、保育園部と同じ内容の活動となります。





令和6年度 保育料（参考）

※ 3歳児以上は無償のため0円

階層 区分	定 義			保育料（円）	
				3号認定	
				3歳未満児	
			保育 標準時間	保育 短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0 (H1)	0 (T1)
第2	第1階層及び第3～8階層を除く世帯	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0 (H2-1)	0 (T2-1)
			その他の世帯	0 (H2-2)	0 (T2-2)
第3	第1・2階層を除き、市町村民税課税の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,200 (H3-1)	5,100 (T3-1)
			その他の世帯	11,700 (H3-2)	11,500 (T3-2)
所得割課税額 77,101円未満		ひとり親世帯等	5,400 (H4)	5,200 (T4)	
		その他の世帯	18,000 (H4)	17,600 (T4)	
所得割課税額 97,000円未満			18,000 (H4)	17,600 (T4)	
所得割課税額 169,000円未満			26,700 (H5)	26,100 (T5)	
所得割課税額 301,000円未満			36,600 (H6)	35,700 (T6)	
所得割課税額 397,000円未満			47,800 (H7)	46,600 (T7)	
所得割課税額 397,000円以上			47,800 (H8)	46,600 (T8)	

- ※ 第2階層の「その他の世帯」について、年齢の高い子から数えて、2人目以降の児童は無料です。
- ※ 第3階層と第4階層の市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等は、2人目以降の児童は無料です。
- ※ 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の2人親世帯は、子どもの年齢に関わらず、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料です。
- ※ 同一世帯で、2人以上就学前子どもが同時に入園している場合、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料です。
- ※ 同一世帯の18歳以下の子どものうち、年齢の高い子から数えて、3人目以降の児童は無料です。

【その他】

- ※ 保育料は、4月1日現在の満年齢による区分です。
- ※ 保育料算定の所得割額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除は適用しません。
- ※ ひとり親世帯であっても、市町村民税が課税されている場合や、同居の祖父母（家計の主宰者である場合に限り）に課税されている場合は、保育料を負担していただきます。
- ※ 4月～8月分までの保育料は前年度の市町村民税額に基づき算定し、9月～3月分までの保育料は当該年度の市町村民税額に基づき算定します。
- ※ 保育料の納期限は、毎月末日（12月は25日午後）となり、指定された金融機関から振り替えます。その日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日になります。
- ※ 給食費は保育料に含まれております。

## 入園手続きの日程及び提出書類一覧

入園までの流れ		
内 容	提出期限・通知時期	
<p>【入園申込時提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定申請書兼入所申込書兼現況届</li> <li>・保育児童台帳（保育園部）</li> <li>・就労証明書等（保育園部）</li> <li>・入園願書（幼稚園部）</li> <li>・口座振替依頼書（0～2歳児）</li> <li>・個人情報の取扱いに関する同意書 など</li> </ul>	<p>令和5年10月2日（月） ～10月20日（金）</p> <p>今年度も一斉受付は行いませんので、上記の期間中にご提出ください</p>	<p>神戸町役場 子ども家庭課へ提出</p> <p>※ 各幼稚園では受付いたしません</p>
「施設利用内定通知書」	令和6年1月初旬	新入園児は自宅へ送付
健康診断・入園準備説明会	<p>神戸幼稚園 令和6年2月22日（木）</p> <p>下宮幼稚園 令和6年2月15日（木）</p> <p>南平野幼稚園 令和6年2月14日（水）</p> <p>北幼稚園 令和6年2月22日（木）</p>	<p>各幼稚園にて開催（別途案内）</p> <p>※ 4, 5月入園予定者が対象 健康診断は児童同伴</p>
「利用契約決定通知書」保育料通知	令和6年3月下旬	新入園児は自宅へ送付
入園式	令和6年4月6日（土）	



## 提出書類一覧

対象者	提出書類
全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定申請書兼入所申込書兼現況届</li> <li>・保育児童台帳（保育園部）</li> <li>・入園願書（幼稚園部）</li> <li>・口座振替依頼書（0～2歳児）</li> <li>・個人情報の取扱いに関する同意書</li> </ul>
就労している方 （会社員、パート、 アルバイト等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書</li> <li>※ 就労証明書は事業所の証明が必要です</li> <li>※ 個人事業主の方は、開業届等も併せて必要です</li> </ul>
農業の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業中心者は、農地面積（耕作面積）がわかる書類</li> <li>・協力者は給与明細書及び就労証明書</li> </ul>
就学中の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・在学証明書など在学の状況が確認できるもの</li> <li>※ 通学のみ対象となります</li> <li>※ 就労と同じく、月60時間以上必要</li> </ul>
就職活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・ハローワークの発行する「求職受付票」の写し</li> <li>※ 入園3ヶ月目の25日までに就職を証明する就労証明書の提出が必要です（例：4～6月の認定の場合、6月25日までに提出）</li> </ul>
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・妊娠証明書、母子健康手帳など分娩予定日が確認できる書類</li> </ul>
病気・負傷、 身体障がい等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・医師の診断書 ※ 提出日の1ヶ月前以内に発行されたもの</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し</li> </ul>
常時介護、又は看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・介護、看護を要する証明書（医師の診断書等）※ 提出日の1ヶ月前以内に発行されたもの</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書など</li> </ul>
災害復旧等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の内容がわかる証明書（入園期間は、子ども家庭課と相談）</li> </ul>

## 神戸町立幼児園一覧

	幼児園名	住所	電話番号	保育園部 対象児童	幼児園開所時間
公 立	神戸幼児園	神戸 1397	27-4545	6か月以上	午前7時～午後7時
	下宮幼児園	瀬古 1520	27-3307	1歳以上	午前7時～午後7時
	南平野幼児園	和泉 46-1	27-3477	1歳以上	午前7時～午後7時
	北幼児園	安次 279	27-3464	1歳以上	午前7時～午後7時

※ 保育園部は、お住まいの地区に関係なく、どの幼児園でも利用できます。

※ 幼稚園部は、小学校の通学区域に準じます。

## 神戸町立幼児園位置図

